

平成24年第2回教育委員会臨時会定例会

平成24年第2回教育委員会臨時会が平成24年8月27日午後3時30分に招集された。出席委員、議事の概要は次のとおり。

- 1 日 時 平成24年8月27日（月） 午後3時30分から
- 2 場 所 生涯学習センター講座室1
- 3 付議案件 別紙議事日程のとおり
- 4 出席委員 稲田 瑞穂（教育委員長）
伊豆倉 和恵（委員長職務代理）
松村 重樹（委員）
植松 紀子（委員）
東田 務（教育長）
- 5 出席説明者 海老澤 敏明（教育部長）
岸 典親（国体準備担当部長）
坂田 篤（指導課長）
粕谷 靖宏（教育総務課長）
細山 克昭（教育総務課副参事）
清水 明（統括指導主事）
重山 直毅（指導主事）
山下 晃（生涯スポーツ課副参事）
伊藤 高博（図書館長）
森田 善朗（博物館長）
- 6 書 記 田中 留美
- 7 傍聴者 なし

平成24年第2回清瀬市教育委員会臨時会議事日程

平成24年8月27日

午後3時30分

日程第1 会議録署名委員の指名

伊豆倉委員

日程第2 教育長より報告

日程第3 教育委員より報告

日程第4 議案 第20号 清瀬市立小中学校の通学区域の見直しについて

日程第5 議案 第21号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び
執行の状況の点検評価及び評価について

日程第6 議案 第22号 いじめをなくすための緊急メッセージについて

日程第7 その他 今後の日程について

議事の日程並びに議事の概要並びに議決事項

委員長が開会を宣言し、議事に入る。

日程第1 会議録署名委員の指名

委員長が伊豆倉委員を指名。

(稲田委員長)

日程第2 教育長より報告をお願いします。

(東田教育長)

まだまだ暑い日が続いていますが、それでも朝晩は幾分涼しくなってきました。学校がもう少しで始まります。是非、元気な顔を見せてもらいたいと思います。

先週は特別支援学級の教科用図書の採択、図書館運営規則の一部を改正する規則について、また通学区域の見直しの審議等ありがとうございました。

前回、いじめをなくすための緊急メッセージの検討をお願いしましたので、本日の委員会でご意見をいただき、2学期の始業式に間に合わせたいと思っております。よろしく願いいたします。

前回、市内私立学校でのいじめの事件についてNHKより電話取材がありましたとお話しました。その件については、坂田指導課長が対応しましたが、その内容について少しお話します。「いじめに関わり、被害者側が警察に被害届を提出する動きが加速している。これまで、警察は学校教育を範疇として積極的に受理してこなかった経緯があるが、今や世論に押され受理せざるを得ない。受理されれば、おのずと被害生徒・加害者生徒に対し、事情聴取も行われるであろうし、周囲の子供たちに対しての捜査の矛先が向かう。無論、教員に対する事情聴取も行われるであろうし、アンケート等の証拠書類の提出も求められる。学校教育そのものを揺るがす事態である。にも関わらず、

学校及び教育委員会からも危機が感じられない。現場レベルでの議論は行われているのか。清瀬市では、警察が介入してくることに對し、どう考えるのか。」という内容でした。

ある部分においては大事な問いかけだと感じています。清瀬市としては、必要であれば当然、警察と対応して行かなければならないという判断を持っていますが、やはり親から被害届が出されるということは、学校と保護者との間の信頼関係なくなっているということですのでそれを踏まえ、関係が崩れる前にどこかできちんと止めて、つないでおかないと、この問題については根本的に解決しないと思います。警察が教育の現場に入るということは危機的状況ではありますが、解決する方法の中では、一つの手段であると思います。

都の状況を踏まえて、しっかりと対応していきたいと思います。

本日の議題は、1つは通学区域見直しについての議決について。2つ目は、教育委員会点検評価について。3つ目は、いじめの実態調査の結果といじめをなくすための緊急メッセージについてでございます。よろしくお願いいたします。

(稲田委員長)

何か質問等ありますか。それでは日程第3に移ります。

日程第3 教育委員報告、お願いします。

(伊豆倉委員)

水泳大会へ行ってきました。暑い中、子どもたちが頑張って泳いでいて、とても気持ち良さそうでした。一人の児童生徒が何種目も出場しているようで、なかには中学生ですべての種目に出場している子どももいました。

また、21日に社会を明るくする運動の行事として、けやきホールにて、子どもコンサートがありました。二中の生徒による吹奏楽と清明小の吹奏楽

と清明ソーランがあり、子どもたちが元気に踊ってくれました。来場者は500人ぐらい入ったと聞いています。以上です。

(稲田委員長)

他に何か報告がありますか。無いようですので日程第4に移ります。

日程第4 議案第20号清瀬市立小中学校の通学区域の見直しについてを議題といたします。提案理由を教育総務課長より説明をお願いします。

(粕谷教育総務課長)

それでは、議案第20号清瀬市立小中学校の通学区域の見直しについて提案理由をご説明いたします。本市の小中学校では、児童・生徒数の増加と35人学級の導入により、教室数の不足が懸念される学校がある一方で、隣接する小学校では、学級数が全学年単学級となっている状況がございます。市内全域の教育環境の平準化を図ることを目的に、昨年度「清瀬市立学校通学区域見直し等検討委員会」を設置いたしまして、小中学校長、副校長及び委員会の管理職を検討委員として審議を重ねた結果、報告書としてまとめられ、本年3月に教育長に提出されました。

これを受けまして、保護者・住民説明会を本年5月下旬に行い、またパブリックコメントを6月18日から7月15日までの約1ヵ月間実施いたしまして、25件のご意見をいただいたところでございます。加えて、下清戸地域や第六小の保護者の方から通学区域見直しの反対を求める嘆願書が署名を添えて提出されています。これらの意見や要望につきましては、すでに教育委員会におきまして報告させていただいております。これまで教育委員会において時間をかけてご審議をいただく中、審議の過程で決定されました事項を本日まとめましたものを議案といたしまして、提出させていただくものでございます。ご審議の方、よろしく願いいたします。以上でございます。

(稲田委員長)

ありがとうございました。ただ今、提案理由について説明がありました。お手元に「清瀬市立学校の通学区域の見直し」案という資料が配布されているかと思えます。これまでに我々が通学区域の見直しについて、各委員からご意見をいただき、保護者・住民説明会やパブリックコメント、さらに署名や嘆願書を踏まえて審議を重ねた結果、決定した事項であります。

議案をご覧になって、修正や付け加える箇所があればお願いします。

(東田教育長)

このたびの通学区域の見直しにおきましては、検討委員会の報告を受け、将来の人口の推移などを考えて、教育環境の平準化を図るためには、校舎の増改築でなく市内全域の通学区域の見直しを行うという方針に基づいて、教育委員の皆様の活発なご意見をいただきご審議をいただきました。

見直しの対象区域となった方からは、通学路の安全対策や子供たちへの心理的な影響などに関するご意見を数多くいただく中、通学区域の見直しに関しては、必要なことは理解しているが、兄弟が別の学校へ行くことなどへの配慮など様々な課題について、真摯にご審議いただき、一定の方向性を示していただきました。大踏み切り付近の横断歩道への交通擁護員の配置、地域の事情に配慮した取り決めがなされました。どうぞこのことを踏まえまして、よろしくご審議願います。

(稲田委員長)

他にご意見はございますか。ないようですので、お諮りいたします。

議案第20号清瀬市立小中学校の通学区域見直しについては議案のとおり議決してよろしいですか。

各委員 異議なし

(稲田委員長)

議案第20号清瀬市立小中学校の通学区域見直しについては、議案のとおり可決いたします。

該当校や地域の方に広く周知する必要がありますので、事務局は、通学区域の見直しについて、市報やホームページ、学校を通じて保護者の方へ早めに周知徹底するようにお願いいたします。

(海老澤教育部長)

議決をいただきましてありがとうございました。今、委員長の方から提案がございましたので、9月15日号の市報、それから今後、9月下旬に来年度に小学1年生になる児童宛てに発送する予定の就学時健康診断通知及び学校を通じて、周知させていただきたいと考えております。

(稲田委員長)

では、よろしくをお願いいたします。

(海老澤教育部長)

すいませんが、もう一点。先日、議会運営委員会があり、前回の24日の審議でだいたいの内容が固まっておりましたので、それを受けて議会の方へ、ご説明したいということで、来月3日の議会初日の後、全員協議会を開き、そこでこの内容について説明することになっております。

(東田教育長)

4日に校長会がありますので、学校側にはその日に通知することになると思います。

(稲田委員長)

他になにかありますか。それでは日程第5に移ります。

日程第5 議案第21号清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況の点検及び評価についてを議題といたします。提案理由を教育総務課長お願いします。

(粕谷教育総務課長)

それでは、議案第21号清瀬市教育委員会の権限に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、ご説明いたします。

本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定に基づき、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成すると共に、これを議会に提出し公表することとされております。

また、点検及び評価に当たりましては、教育に関し学識経験者を有する者の知見の活用を図るものとされております。本市におきましては、清瀬市総合マスタープランに掲げた重点事業により、点検・評価を実施しており、7月19日に有識者への説明会を行い、報告書の中の47ページ以降に吉野尚也氏、田村真広氏からの知見をいただいております。

報告書の内容につきまして、教育委員会です承いただきました後、第3回定例市議会において報告書を提出させていただきたいと考えておりますので、ご審議のほどよろしくご願ひいたします。

(稲田委員長)

今、教育総務課長のより、提案理由がありましたが、引き続き報告書の概要を、教育部長よりお願いします。

(海老澤教育部長)

それでは順を追って説明させていただきます。

23年度の教育について学識経験者の知見に関して、合わせて説明させて

いただきます。

まず、点検評価の根拠でございますが、清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び運営の状況の点検及び評価実施要綱に基づき実施するものであり、その対象は清瀬市教育総合マスタープランの基本方針に基づく主要施策としているところであります。また点検評価の方法や報告書の作成、公表に関しましては、同要綱第4条に基づくと共に、要綱につきましては、翌年度の予算に反映させるべく、平成22年度から9月の定例市議会で報告できるように手続きを進めさせていただいております。それでは、順をおって説明させていただきます。

(以後、報告書に沿って説明)

47ページから49ページまでが吉野尚也氏の知見、50ページから52ページまでが田村真広氏の知見をいただいております。

この知見の内容を検討して、今後の取り組みの方向性の修正を行い、報告書としてご提案させていただいております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

(稲田委員長)

ただ今、報告書についての内容の説明がありました。ご質問がありますか。

(坂田指導課長)

私から平成23年度の指導課の事業につきまして、有識者の方からのご指摘を受けた事項を中心に、マスタープランをどのように修正したかをご説明させていただきます。始めに20ページ青少年の健全育成(子どもの居場所)についてですが、吉野氏より「子どもの居場所づくりとして放課後子ども教室(まなべー)が全小学校区に拡大設置されたことは実に喜ばしいことではあるが、むしろ居場所づくりが求められるのは部活動等に所属しない中学生なのではないか。」というご指摘をいただきました。また、田村氏からも50

ページに中高生の居場所づくりについて同じくご指摘を受けました。

今年度、本市中学生の部活動の入部率は全体で85%でございます。中学生の重要な居場所であると認識しております。しかしご指摘のとおり、全体の15%の児童が部活動に参加していない状況でございますので、今後より一層部活動の入部を勧めていくと伴に、児童センターにおける様々な事業を拡充することで居場所として機能させていきたいと考えております。

他の自治体では、中高生が遊びに来るようなセンターのようなものを設置しているところもあるようですが、私どもも青少年センターがございます。その中で、子どもたちが自主的に様々な取組みを行うという活動が推進されているところでございます。受け皿というのはいくつあっても足りないところではあると思いますが、学校教育範囲内として、やはり部活動は子ども達の大きな受け皿だと思っておりますので、部活動をより一層充実させ、85%という入部率を少しでも高めていきたいと考えております。なお、この件についてはマスタープランの修正はございません。

次に23ページ、社会の基本的ルールの形成（大人の模範像の提示）について48ページで吉野氏より「大人の背中の模範像として、子どもたちに示す新たな具体的施策は青少協の活動に止まらず、具現化してほしいものである」とご指摘を受けております。子どもの健全育成には私たち大人が自ら模範となり示す必要があると考えておりますが、その中で小学校の社会科で地域を知る学習活動が行われていたり、中学校では職場体験学習がその貴重な機会になると考えています。

今後も青少協の取組みと伴に、これら社会で活躍する大人の後ろ姿から学ぶ場を充実させていく旨、今後の取り組みと方向性のところに一文を加えさせていただきます。

次に26ページ、郷土学習の推進（文化財・芸能）について吉野氏より「今後の学校教育活動における郷土学習の一環として位置づけてほしい」とのご指摘をいただいております。これまでも道德の時間等における郷土を愛す

る心の育成を図ってきたところでありますが、これまでの取組みを一層充実させることに加え、清瀬の偉人・文化財・郷土芸能等を題材とした指導資料を新規に作成、活用することで郷土愛を育む学習を展開していく旨、一文を加えさせていただいております。以上でございます。

(稲田委員長)

報告書についての内容の説明と補足説明をいただきましたが、質問がありましたらお願いします。

(植松委員)

50ページの田村先生の知見で、インターネットによる文化財資料の公開と清瀬市史編纂についてですが、最終年度までの実現は不透明な状況となっているとありますが、これはどういうことのですか。

(桑沢郷土博物館副参事)

インターネットによる資料提供を公開していくのですが、資料がかなり膨大であり、現状としてはまだ整理段階です。実施計画の中でも平成25年から26年までは資料の整理を行い公開していく方向性で作業中でございます。

(植松委員)

51ページの田村氏の知見で「習熟度を前提とした指導法だけでは克服し難い課題があると考えられる。」とありますが、それについてはどのように考えますか。

(坂田指導課長)

習熟度については「協同的な学習環境の中で養われる面もある」ともご指摘いただいております。これは子どもたちがお互いに学び合いながら学力を

高めていくということですが、この事については、今年度清瀬小学校で特色ある教育活動の中で協同学習に取り組んでおります。研究成果等を共有することによって、このご指摘の部分は答えが導き出せるのではないかと思います。

(植松委員)

中学生に関しては部活動ということですが、高校生に関しては清瀬市ではどのように考えていますか。

(海老澤教育部長)

知見の場に私も立ち会っている中で、お二人の先生方からは青少協だけに頼った施策はどうなんだろうかという課題を投げかけられる中で、教育委員会の中でどこまで取り組めるかというお話をさせていただきました。

一方では青少協だけに任せるのではなく、実は、子育て関係の児童センターを作る時のコンセプトの中にも小さいお子さんから高校生ままでという中で、バンドの音楽室の開放であったり、ストリートバスケットの設置等をする中で児童センターができていますので、そこである程度のフォローができかと考えております。どこまで連携が取れるか今後、模索していくことになると思います。

(植松委員)

そうすると、どのくらい各施設で、中高生が使用したかなどの統計的など出ていますか。

(坂田指導課長)

それは、児童センターが把握しています。

(植松委員)

それは、こちらに報告が入ってきますか。

(坂田指導課長)

年間でどのような活動状態であったかについては、情報を共有しております。

(稲田委員長)

他にございますか。それでは議案第21号 清瀬市教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について、これで議決したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

(稲田委員長)

それでは、日程第6に移ります。議案第22号 いじめをなくすための緊急メッセージについて指導課長お願いします。

(坂田指導課長)

それでは、議案第22号いじめをなくすための緊急メッセージについて、提案理由をご説明いたします。

昨年10月に発生しました大津市のいじめの事件を受けまして、全国的にいじめが社会問題として議論がされています。本市におきましては、ご承知いただいておりますとおり「命の教育」を最重要課題として取り組んでいるところでございます。また後ほどご説明いたしますが、いじめを把握するための緊急調査が東京都から行われ、その結果において、いじめやいじめの疑いがある事例が数件寄せられております。

加えまして、2学期長期休暇明けに人間関係上のトラブルから心に負荷を

感じながら登校している児童生徒もいるというこれは一般的な傾向ですが、このような認識でございます。本市教育委員会としまして、このような理由から市立学校及び児童・生徒、保護者へいじめに係る注意喚起を促すとともに改めて適切な対応を求めることを内容にしましたメッセージを配信する必要があるため、この案を提出させていただくものでございます。

引き続き、文面の内容につきまして、前回の教育委員会におきまして、案を提出し、委員の皆様からご意見をいただきました。幾つかの意見をいただいた中で、修正をしておりますので、それにつきましてご説明させていただきます。

お手元の資料をご覧ください。悲しい事態を悲しい出来事に、また学校と家庭という標記を家庭・学校・地域に、自他の生命を自分や他の人の生命と分かりやすく標記いたしました。またそれぞれの文末を「～していきましょ

う」と標記いたしました。これらの改善点を保護者、ご家族・地域の皆様へというものでは修正しております。また裏面には「いじめなど、困ったときの相談は」として各相談窓口を掲載しております。

また、小学生版、中学生版等も標記の変更をしております。

教職員向けにつきましては、修正等のご指摘がございませんでしたので、前回お示しさせていただいた案を完成版とさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

(稲田委員長)

ただ今、前回の教育委員会において、いじめをなくすための緊急メッセージ案についての修正点等の説明がございましたが、何かご質問等ございますか。

(東田教育長)

文章がすごく良くなりました。ありがとうございました。

(松村委員)

皆、学校に言ってもしょうがないというと、教育委員会に言えば何とかなるというのが世間一般の感覚だと思うのですが、これに対して清瀬市の教育委員会はとメッセージを打ち出してとても良い表現だと思います。

児童生徒向けの内容も分かりやすい表現に修正されていていいかと思えます。

(植松委員)

困った時の相談窓口として、相談ホットライン等を記載していただきありがとうございます。

(伊豆倉委員)

いじめの問題というのは、子ども達同士ではどのように感じ合っているのか、例えば、学校が教室でいじめについての話を設けることはできないのでしょうか。

(坂田指導課長)

当然、これだけ大きな社会問題化しておりますので、道徳の時間等の中で子ども達がディスカッションするということが行われるであろうかと思えます。いじめというのは見えにくくなっております。ですので、外部からの観察だけではこれを抑えきれないという面もございます。重要なことは子ども達自身がいじめは卑劣なことであって絶対にやってはいけないという価値観をしっかりと心に植え付けることであると考えます。

ご指摘いただいた点につきましては、指導して参りたいと思えます。

(稲田委員長)

それでは、議案第22号いじめをなくすための緊急メッセージについては

これを議決したいと思いますがよろしいでしょうか。

委員全員 異議なし

(稲田委員長)

日程第7に移ります。日程第7その他 今後の日程について。

(粕谷教育総務課長)

今後の日程につきまして、9月定例会を9月25日(火)午後3時から生涯学習センター第2会議室で開催を予定しております。つづきまして、教育委員会連合会管外視察研修が10月12日(金)に予定しており、後ほど出欠の確認をさせていただきたいと思います。

(稲田委員長)

委員長から、委員の皆さんへ一つお願いがあります。9月29日(土)に小学校の運動会が7校ありますので、後ほど調整して訪問したいと思いますので、よろしくお願ひします。

よろしいでしょうか。以上を持ちまして平成24年清瀬市教育委員会第2回臨時定例会を閉会いたします。

閉会 午後 5時00分
平成24年 8月27日

上記のとおり会議の顛末、大要を記し相違ないことを証する。

清瀬市教育委員会

委員長 稲田 瑞穂

委員 伊豆倉 和恵